

池田・府市合同庁舎広告付き案内地図設置事業者募集要項

池田市（以下「市」という。）及び大阪府（以下「府」という。）は、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的として、民間事業者等との協働により行政財産を活用した広告事業を行うこととし、次のとおり募集します。

1 施設及び市の概要

(1)名称

池田・府市合同庁舎

(2)住所

大阪府池田市城南1丁目1番1号

(3)利用時間

月曜日～金曜日 午前8時45分～午後5時45分

土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）は閉庁となります。

(4)施設の特徴

阪急宝塚線「池田駅」下車すぐで、利便性の高い庁舎です。

(5)人口

102,815人（令和7年11月30日現在）

(6)面積

22.14平方キロメートル

2 募集内容

(1)事業名称

池田・府市合同庁舎広告付き案内地図設置

(2)業務内容

別紙1「池田・府市合同庁舎広告付き案内地図設置事業仕様書」のとおり

(3)設置場所

池田・府市合同庁舎内1階

別紙2「設置場所図」参照

(4)施設使用形態

設置事業者は、池田・府市合同庁舎広告付き案内地図（以下「広告付き地図」という。）の設置場所として使用する部分について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の規定に基づき、行政財産使用許可（以下「使用許可」という。）を受けて使用します。

(5)業務期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

ただし公用・公共用としての使用の必要性や使用者の使用状況を勘案して支障がないと判断する場合は、公募条件を変更しないことを前提として1年ごとの申請により5年間を限度に引き続き使用許可することができます。

(6)使用料等

- ① 市が設定する最低使用料以上で申し込みのあった者のうち、最高の応募価格をもつて使用料とします。最高価格が複数ある場合は、当該申込者立会のもと、くじ抽選により決定します。年額使用料は、設置事業者として決定した者が提示した応募価格（税抜き額）に消費税及び地方消費税相当額を乗じて得た額とし、10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。
- また、年度途中の開始の場合は日割り計算します。
- ② 使用料は、市・府の発行する納入通知書により、市及び府が指定する納付期限までに一括して納付していただきます。その他、電気使用料についても設置事業者の負担とし、別途市が指定する金額を納付期限までに納付していただきます。
- ③ その他必要経費等について、広告付き地図の設置及び撤去に要した工事費、移転費等の一切の費用は設置事業者の負担とします。

3 掲載できない広告

- (1) 「池田市ホームページ広告掲載取扱要綱」の第2条第2項に該当するもの。
- (2) 「大阪府広告事業掲載基準」に該当するもの。
- (3) 市・府が承認しなかったもの。

4 応募資格

次の要件をすべて満たす法人及び個人に限り応募することができます。

- (1) 国税・府税・市税に係る徴収金を完納していること。かつ、最近1事業年度の消費税、地方消費税を完納していること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと
- (3) 過去3年以内の広告事業について、自治体等公共施設で1年以上の実績を有していること。
- (4) 参加申込書の提出日において、大阪府入札参加停止要綱及び池田市指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 大阪府公共工事等に関する暴力団排除措置要綱及び池田市公共工事等暴力団対策措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- (6) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体に該当しない者であること。
- (7) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (8) 市が実施した広告取扱事業者の公募において、入札後若しくは使用許可後、正当な理由なく辞退し、若しくは使用許可を取り消され又は虚偽の申告を行なってから2年を経過しない者でないこと。
- (9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

5 申込方法等

(1) 申込受付期間

令和8年1月5日（月）～令和8年1月20日（火）必着

(2) 申込に必要な書類

① 價格提案申込書（別紙、様式第1）

② 誓約書（別紙、様式第2）

③ 広告事業実績調書（様式任意）

④ 個人：事業概要

法人：会社概要、直近の貸借対照表、損益計算書及び余剰金計算書

⑤ 個人：印鑑証明書（原本）

法人：代表者印鑑証明書（原本）

⑥ 個人：住民票妙本（原本）

法人：商業登記の履歴事項全部証明書（原本）

⑦ 個人：申告所得税・消費税及び地方消費税の納税証明書（その3の2）の写し、

市町村民税の未納がないことを証明する証明書

法人：法人税・消費税及び地方消費税の納税証明書（その3の3）の写し、法人

市民税の未納がないことを証明する証明書

共通：固定資産税・都市計画税（土地・家屋）の納税証明書の写し

⑧ 委任状（受任者を設定する場合は委任状を提出して下さい）

⑨ 設置図面等（設置立面図及び掲載内容等）

・ 設置図（寸法等記入）を提出してください。

・ 池田・府市合同庁舎を中心とした周辺地図（案）を提出してください。

・ 電気を使用する際には設置機器のワット数を記載してください。

・ その他掲載内容を提出してください。

①～⑦は1部、⑧は3部

(3) 申込の手続き

受付期間内に、申込みに必要な書類を提出してください。

（電話、ファクシミリ、インターネットによる受付は行いません。）

提出先 〒563-8666

大阪府池田市城南1-1-1

池田市役所 中2階 総務部総務課

6 質問書の提出

(1) 質問書受付期間

令和8年1月5日（月）～令和8年1月9日（金）17時

(2) 質問書の提出方法

質問書（別紙、様式第3）によりファックス又はメールで提出してください。（送信後に必ず電話にて送信の確認を行ってください。）

(3) 回答方法等

令和8年1月14日（水）に池田市ホームページに回答を掲載します。

7 決定方法

価格提案申込書に記載された応募価格が、市で決めた最低価格以上の者のうち、入札額の最も高い者を設置事業者に決定いたします。

なお、最高価格が複数ある場合は、当該申込者立会いのもと、くじ抽選により決定します。

8 決定結果

決定結果については、令和8年1月26日（月）までに池田市ホームページにて発表します。

9 決定後の提出書類

○池田市に提出

・行政財産使用許可申請書・許可場所図面

○大阪府に提出

・行政財産使用許可申請書、許可場所図面、大阪府暴力団排除条例に基づく誓約書、印鑑証明書、現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書（法人のみ）、住民票（個人のみ）、委任状（必要な場合）

10 事業者決定の取消

次のいずれかに該当する場合は、事業者としての決定を取り消します。

- (1) 正当な理由なくして、指定する期日までに提出書類の未提出や使用料の未納等、使用許可の手続きに応じなかった者
- (2) 事業者が応募資格を失った場合

11 その他

- (1) 応募者は、この募集要項、仕様書を熟読してください。
- (2) 申込に必要な書類の返却はいたしません。
- (3) 市と府が発行する納入通知書で当該年度分の使用料を納付期限までに納付してください。（更新する場合も同様です。）
- (4) 電気を使用する際には、機器のVA（ボルトアンペア）あるいはW（ワット）数に応じて、年間電気使用料をもとに積算した額を別途市に納付いただきます。
- (5) 施設賠償保険に加入し、保険証券の写しを提出してください。
- (6) 広告の設置・変更等については、市と府との協議を経て実施していただくことになります。